

テーマ別観光コンテンツづくり支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、県内の宿泊者数や観光消費額の増加による地域経済の活性化を図るため、第2条において規定する者が行う、自然・歴史文化・スポーツ・ウェルネス・スピリチュアル・ユニークベニューなどの「新たな観光テーマ」に沿って実施されるコンテンツ造成から販売促進の取組に要する経費に対し、予算の範囲内で、テーマ別観光コンテンツづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付対象者)

第2条 本補助金の交付の対象となる者は、県税の滞納がない者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 地方公共団体
- (2) DMOや観光協会等の法人
- (3) 民間事業者・団体（コンソーシアム含む）

(補助対象事業及び対象期間)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、徳島県の自然、歴史文化、スポーツ、ウェルネス、スピリチュアルまたはユニークベニューを活用した観光振興に資するものとする。

2 本事業の補助対象とする実施期間は、補助金交付決定の日から令和8年2月28日とする。

(補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、次の各号に掲げる内容のものであって、次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 観光コンテンツの造成に係る経費
- (2) 観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入に係る経費
- (3) 造成したコンテンツの販路整備に係る経費
- (4) その他観光コンテンツの造成・販売促進の取組に係る経費

補助対象経費	補助率及び補助上限額
企画費、広告費、システム構築費・利用費、消耗品を除く物品購入費、諸謝金、旅費、ファムツアー催行費等	補助率：10 分の 10 以内 補助上限額：100 万円
留意事項 （１）補助金の交付決定前に着手したものについては、補助対象経費の対象外とする。 （２）使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費に限る。 （３）国、県及び市町村等の他の補助金の交付を受ける事業については、補助対象事業とはしないものとする。	

（事業計画の提出）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする団体は、知事が指定する日までに、テーマ別観光コンテンツづくり支援事業計画書（様式第 2 号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（審査会）

第 6 条 知事は、前条の規定による申込みがあった事業について、テーマ別観光コンテンツづくり支援事業審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞いてその内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金額を内定し、通知する。

2 審査会の組織・業務その他必要な事項は、知事が別に定める。

（交付申請）

第 7 条 前条の規定による内定の通知を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、規則第 3 条の補助金交付申請書（様式第 1 号）のほか、知事が定める書類を併せて提出しなければならない。

2 規則第 3 条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （１）積算の根拠が確認できる資料（見積書等の写し）
- （２）その他知事が必要と認める書類

3 規則第 3 条の知事の定める期日は、知事が、前条の規定による内定の通知を発送した日から起算して 10 日を経過した日とする。

4 補助事業者は、第 1 項の補助金交付の申請をするに当たり、補助事業に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する申請者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- （１）消費税法における納税義務者とならない者
- （２）簡易課税事業者である者

(3) 課税事業者のうち消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(軽微な変更)

第9条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の区分相互間における20パーセント以内の額の増減とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の創意工夫により、より効果的に補助事業の目的達成に資するものと考えられる事業内容の変更

(2) 補助事業の目的及び事業の遂行に関係がない事業計画の細部の変更

(変更の承認の申請等)

第10条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第1号)

(2) 積算の根拠が確認できる資料(見積書等の写し等)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(変更の承認等)

第11条 知事は、前条の規定による補助事業変更(中止・廃止)承認申請を受理したときは、当該申請書を審査し、やむを得ないものと認めたときは、変更(中止・廃止)を承認するとともに、必要に応じて補助金交付の決定の内容を変更し、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書等)

第12条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

2 規則第11条の知事が定める書類は、次の掲げるとおりとする。

(1) 実績内容報告書(様式第5号)

(2) 経費支出の証拠書類(発注書・納品書、銀行振込明細書、領収書等)の写し

(3) 事業実施の証拠書類(写真等)

(4) その他知事が必要と認める書類

- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の2月28日のいずれか早い期日までにしなければならない。
- 4 第7条第4項第3号により交付の申請を行った補助事業者は、規則第11条の実績報告書の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続きを行うものとする。
- 5 第7条第4項第3号により交付の申請をした補助事業者は、規則第11条の実績報告書を提出した後又は額の確定の通知を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には様式6号により、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告しなければならない。
- 6 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずることができる。

(補助金の請求)

- 第13条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第7号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

- 第14条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

- 第15条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。
- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 補助金の交付の決定の通知書の写し
 - (2) 概算払を受けようとする理由書

(書類の保管)

- 第16条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(雑則)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。